

## 地方自治法施行規則及び地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令の一部を改正する省令の概要

### 1. 改正趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）による行政不服審査法（平成26年法律第68号）の改正に伴う行政不服審査法施行規則（平成28年総務省令第5号）の改正を受けて、同規則を準用する地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）及び地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令（平成28年総務省令第7号）について所要の規定の整備を行うもの。

### 2. 改正点

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の4第5項に規定する再々審査請求及び同法第258条第1項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請について、行政不服審査法施行規則第5条の規定（行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第104号）による改正後のもの。）を準用することとする。

### 3. 施行期日等

公布日 令和8年4月20日

施行日 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月21日）